

管理運営協議会の設置について（案）

平成22年7月16日

病院事業推進委員会委員 南文雄

基本協定書案の「第5章 事業計画、事業報告等」の第25条として「管理運営協議会の設置」を入れ、それ以降の「条項番号」を繰り下げる。

（管理運営協議会の設置）

第25条

病院の管理運営に市民の意見を反映させるため、甲は市民参加の市立病院管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は甲、乙、公募市民、医療従事者および市長が適当と認める者によって構成する。
- 3 協議会は別に定める規定により運営し、原則、公開とする。